農地法に関すること

「自分の農地だから、許可や届出などをしなくても、自由に売ったり、貸したり、転用してもよいのではないか。」と思っておられる方は、ありませんか?

農地を売買したり、賃借する場合、農地を宅地などの農地以外に変える(転用)場合な どは、立川市農業委員会で、農地法に基づくいろいろな手続きをしなければなりません。

農地の権利移動(農地法第3条)

農地を買ったりする場合

『農地法第3条』の規定による許可申請を農業委員会へ提出し、会長の許可を受けてください。(市外の農地を買ったり借りたりする場合は、都知事の許可)

3条申請の届出から許可・受理までの流れ

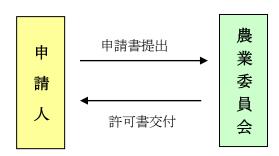
毎月10日までに申請(10日が休日の場合は翌日)

Ţ

農業委員会総会で審議・決定(毎月25日前後開催予定)

1

許可書交付(申請月の末日)



農地の転用(農地法第4条、5条)

自分の農地を農地以外に転用する場合(農地法第4条)

市街化調整区域の農地転用のときは、『農地法第4条』の規定による許可申請書を農業委員会へ提出し、都知事の許可を受けてください。市街化区域の農地転用のときは、『農地法第4条』の規定による転用届出書を農業委員会へ提出してください。

他人の農地を買ったり借りたりし、農地以外に転用する場合(農地法第5条)

市街化調整区域の農地転用のときは、『農地法第5条』の規定による許可申請書を農業委員会へ提出し、都知事の許可を受けてください。

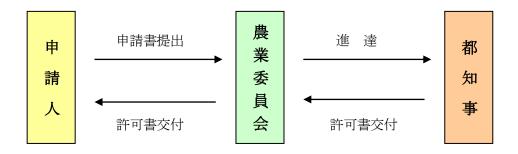
市街化区域の農地転用のときは、『農地法第5条』の規定による転用届出書を農業委員会へ提出してください。

4条・5条申請の届出から許可・受理までの流れ

```
(知事許可分)
```

```
毎月10日までに申請(10日が休日の場合は翌日)
↓
現地調査(毎月15日頃)
↓
農業委員会で審議・決定(毎月25日前後開催予定)
↓
都で決定
↓
```

許可書交付(申請から6週間以内)



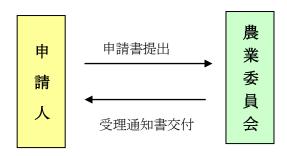
(農業委員会届出分)

毎月随時届け出受付

現地調査(受付から一週間前後)

1

受理通知書交付(受付の一週間から10日後)



以上の手続きについては、申請書のほか、土地登記簿謄本・公図・案内図・印鑑証明 書などの添付書類が必要ですので、前もって農業委員会へおたずねください。

ーお問い合わせー

立川市農業委員会 Tel 042-523-2111 内線 2654

Fax 042-527-8074